資料２

鳥取県障がい者プランの改訂について

令和８年９月７日　障がい福祉課

１．最近の障がい児・者施策に関する動向やトピックス

＜就労支援関連＞

〇新たな工賃向上プラン（R6～R11）実現への取組

（１）工賃実績

・令和６年度平均工賃月額は27,915円（前年度比＋570円(＋2.09%)）、工賃支払総額は約７億７千万円（前年度比＋約4,700万円(＋6.79%)）となり、いずれも過去最高を達成した。

・新たな工賃向上プランでは、工賃支払総額について計画策定当初（H19）と比較して４倍以上（８億 7,676 万円以上）の水準を目指している。令和 11 年度に目標を達成するためには年平均 2.75%の伸びが必要。令和６年度はこれを上回る結果となった。一方で、平均工賃月額について年 2.2%以上の伸びを目標としており、令和６年度は目標を下回る結果となった。

（２）「魅力ある B 型実現目標」への取組

・令和６年度に創設した「新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金」について、令和８年度から補助対象等の拡充を行った。（商品の広報・販売促進及び福利厚生の充実に係る経費を新たに補助対象に追加、経営コンサルタント等の専門家派遣により経営上の助言を受けた事業所に対し補助率及び補助上限額を引き上げ）

・新たな工賃向上プランの策定にあたり令和５年度に実施した「利用者の満足度アンケート調査」について、令和８年度で計画期間の折り返しとなることから、令和９年度に同様の調査を行う予定。

〇就労選択支援の開始（令和７年 10 月～）

（１）就労選択支援の概要

・令和７年 10 月１日から、全国一律の新たな障害福祉サービスとして、就労アセスメントの手法を活用して障がい者本人の就労先や働き方についてより良い選択を支援する、就労選択支援が開始となった。開始当初は B 型事業所の利用を希望する者のみが原則対象で、令和９年４月からは、就労継続支援 A 型を利用する者や標準利用期間を超えて就労移行支援を利用する者について、就労選択支援の利用が原則となる。具体的な取り扱いについて厚生労働省から通知される予定。

（２）鳥取県内の状況

・県内では西部圏域で３事業所（R7 年度２事業所、R8 年度１事業所）が指定されており、東部圏域および中部圏域には事業所が無い状態。

・就労アセスメントの質の向上を目的として、令和８年度から「就労アセスメント推進事業」を社会福祉法人あしーどに委託。就労アセスメント研修会や標準的作業検討委員会を実施している。

〇優先調達促進のための取組

・障害者優先調達推進法に基づく県から障がい者就労施設等への優先調達について、近年の発注実績額は 2,200 万円前後で推移しており、横ばい状態が続いている。新たに発注が可能な業務の掘り起こしを進める必要がある。

・現在、公文書等のデジタル化作業を B 型事業所で行う事業について検討しているところであり、年度内の発注を目指している。

〇農福連携等推進ビジョンの改訂（令和６年６月～）

・官民挙げた取組の実践により農福連携の一層の推進を図るため、農福連携等推進ビジョンが５年ぶりに改訂。障がい者だけでなく社会的要支援者（生活困窮者、ひきこもり等）にも対象を拡大、「ノウフクの日」（１１月２９日）の設定など、農福連携の推進に向けた新たなアクションが設定された。

２．鳥取県障がい者プラン改訂のスケジュール　※現時点の見込みで、変更の可能性あり。

障害者施策推進協議会及び地域自立支援協議会をはじめ、様々な機会において、障がい当事者や関係機関等の方々のご意見を伺いながら、プランの改訂を進めていく。項目（内容）によっては、各部会等において検討予定。並行して、障がい者団体に対してヒアリングを実施する。

・令和８年１０月頃　第２回地域自立支援協議会（本会）・障害者施策推進協議会で改訂プラン素案の検討

・令和８年１１月頃　パブリックコメント実施

・令和９年１月頃　第３回地域自立支援協議会（本会）・障害者施策推進協議会でパブリックコメントを踏まえたプラン最終案の検討

・令和９年４月　改訂障がい者プラン施行

３．障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の成果目標等

《国基本指針の目標》 ※（　）内数値は第７期計画における数値

○就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者

・令和６年度実績の 1.31(1.28)倍以上

（内訳）：就労移行支援 1.14(1.31)倍、 就労継続Ａ型 1.52(1.29)倍、 就労継続Ｂ型 1.67(1.28)倍

○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を、就労移行支援事業所の５割以上

○就労定着支援事業の利用者数を、令和６年度末実績の 1.47 倍

○令和 11 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合２割５分以上

○関係する成果目標は以下のとおり。

※鳥取県障がい者プラン抜粋（p.95～）Ⅶ 計画の数値目標・見込量等 ２成果目標（４）福祉施設から一般就労への移行等

項目		【参考】第７期	
		目標(R8 年度末)	実績(R4 年度末)
福祉施設等から一般就労への移行		90 人(1.28 倍)	62 人
	就労移行支援事業からの一般就労移行者数	29 人(1.31 倍)	21 人
	就労継続支援Ａ型事業所からの一般就労移行者数	19 人(1.29 倍)	9 人
	就労継続支援Ｂ型事業所からの一般就労移行者数	42 人(1.28 倍)	32 人
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合		50%以上	－%
就労定着支援事業の利用者数		13 人	－人
就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所の割合		25%以上	－%

○(新)就労選択支援

就労選択支援においては地域との連携が重要であることから、協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を一事業所以上設置することを基本とする。

項目	【参考】第７期	
	目標(R8 年度末)	実績(R4 年度末)
(新)就労選択支援事業所数（各圏域ごと）	－	－

《その他の目標》

「就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数」～「福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数」は、実績等に一定率を乗じて設定。

※鳥取県障がい者プラン抜粋（p.95～）Ⅶ 計画の数値目標・見込量等 ２成果目標（４）福祉施設から一般就労への移行等

項目	【参考】第７期	
	目標(R8 年度末)	実績(R4 年度末)
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数	90 人	62 人
障がい者に対する職業訓練の受講者数	9 人	0 人
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	26 人	17 人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	24 人	16 人
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数	26 人	17 人